

令和元年 年末の交通安全県民運動 実施要綱

1 期間

令和元年12月1日（日）～12月10日（火）

2 目的

本運動は、県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけていただくとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

3 運動の進め方

- (1) 県民一人ひとりが交通安全を自らの問題としてとらえ、各種行事に積極的に参加するなど、交通安全意識を高めて交通事故防止に努めましょう。
- (2) 関係機関団体は、本運動の重点が、県民一人ひとりに定着するように、相互に連携を図りながら、創意・工夫をして、効果的に推進するとともに、その効果が運動終了後も持続されるよう努めましょう。

4 運動の重点

(1) 高齢者と子どもの交通事故防止

交通事故死者数全体の約半数を占める高齢者と、次代を担う子どものかけがえのない命を、道路における危険から守ることが重要であり、社会全体で交通事故から守りましょう。

特に、視認性が低下し、重大事故の多発が懸念される夕暮れ時と夜間の交通事故を防止しましょう。

高齢運転者の方は、加齢に伴う身体機能の変化等を理解して安全運転を心掛けましょう。

推進事項

ア 運転者は…

- (ア) 子ども・高齢者・障がい者等の交通弱者に対する思いやり運転を行うとともに、常に危険を予測した運転で交通事故防止に努めましょう。
- (イ) 夕暮れ時又は天候に応じた早めのライト点灯と、ハイビーム・ロービームのこまめな切り替えを心掛けましょう。
- (ウ) 通学路・未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等においては、速度を落とし、右左折する際は安全確認をしましょう。
- (エ) 70歳以上の運転者は、加齢に伴う身体機能の変化等が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあることを理解し、高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示に努めましょう。
- (オ) 交通事故防止、交通事故発生時の被害軽減のため、被害軽減（自動）ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）等 ※1 への乗換え等について積極的に検討しましょう。
- (カ) 身体機能の変化等により、運転に不安を覚えることがあれば、運転免許証の自主

返納についても検討しましょう。

(キ) 高齢運転者標識（高齢者マーク）を表示している自動車に対する思いやり運転に努めましょう。

(ク) 運転中のスマートフォン等の操作等はやめましょう。

イ 家庭等で…

(ア) 夕暮れ時から夜間にかけて徒歩や自転車で外出する際は、明るい服装を心掛け、反射材を着用し、自転車にあってはライトを点灯させるよう呼び掛けましょう。

(イ) 身近で起きた交通事故について、家族で話し合うなどして、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけましょう。

(ウ) 安全に道路を通行するため、保護者から幼児・児童に対し家庭においても教育を行いましょ。

(エ) 交通安全に関する行事に家族ぐるみで参加し、交通安全意識の高揚を図りましょ。

(オ) 子どもを自転車に乗車させる際は、ヘルメットをかぶらせましょ。

(カ) 高齢者の事故防止について、家庭内で話し合いをましょ。

ウ 職場・学校等で…

(ア) 通学路・未就学児を中心に、子どもが日常的に集団で移動する経路等を通行する場合や、運転中に子どもを見かけたら、速度を控える等、保護意識を持った運転をするよう指導ましょ。

(イ) 参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、従業員や児童・生徒の交通安全意識を高揚させましょ。

(ウ) 運転中に、高齢者等の交通弱者を見かけたら、速度を控え、思いやりのある運転をするよう指導ましょ。

※1

サポカー・サポカーSとは？

セーフティ・サポートカー（サポカー）とは、被害軽減（自動）ブレーキを搭載した全ての運転者に推奨する自動車です。

セーフティ・サポートカーS（サポカーS）とは、被害軽減（自動）ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車です。

(2) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

平成31年1月から令和元年9月末の県内における交通死亡事故では、四輪車乗車中の交通事故死者25人のうち、16人がシートベルトを着用していませんでした。

万が一、事故に遭ったときの被害を軽減させるためにも、全ての座席でシートベルトを正しく着用ましょ。

また、6歳未満の幼児を乗車させる際はチャイルドシートの着用が義務付けられています。

推進事項

ア 運転者等は…

(ア) 後部座席を含めた全ての座席においてシートベルトを正しく着用し、事故の衝撃や車外放出から自分の命を守りましょ。

(イ) 幼児を同乗させるときは、国の安全基準に適合し、体格にあったチャイルドシートを正しく使用しましょう。

イ 家庭等で…

(ア) 交通安全に関する各種行事等の機会をとらえ、全ての座席でシートベルトとチャイルドシート着用の必要性と着用効果について話し合い、意識の高揚に努めましょう。

ウ 職場・学校等で…

(ア) 従業員に対し、全ての座席でシートベルトとチャイルドシート着用の必要性と着用効果について繰り返し指導し、職場総ぐるみで着用の徹底を図りましょう。

(イ) 高速乗合バス、貸切バス及びタクシー等の事業者は、乗客に対して全ての座席におけるシートベルトの着用を徹底しましょう。

(ウ) 児童・生徒及び保護者に対し、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用の必要性、着用効果を理解させ、車に同乗するときには、着用するよう繰り返し指導しましょう

【参考】

区 分		死者数 (人)	構成率 (%)
交通事故死者 (A)		56	—
四輪車乗車中の死者 (B)		25	44.6 B/A
シートベルトの状況	着用 (C)	8	32.0 C/B
	非着用 (D)	16	64.0 D/B
	不明 (E)	1	4.0 E/B

○四輪車乗車中の死者及びシートベルト着用状況・・・令和元年9月末（概数）

※非着用者(D)16人のうち11人は、シートベルトを着用していれば助かったと推定されています。

(3) 横断歩道における歩行者優先の徹底

ドライバーは横断歩行者の有無に注意して、横断歩道における歩行者優先を徹底し、歩行中の交通事故を防止しましょう。

本年、JAFが行った全国実態調査において、信号機のない横断歩道を歩行者が渡ろうとしている場面で、9割以上の車が一時停止していないことが判明しています。

横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる場合、ドライバーは横断歩道の直前で車を一時停止させ、通行を妨げないようにしましょう。

推進事項

ア 運転者は…

(ア) 横断歩道や交差点の近くでは速度を落とし、横断者がいたら必ず停止しましょう。

(イ) 横断歩道の道路標識や道路標示をしっかりと確認しましょう。

イ 歩行者は…

(ア) 道路を横断する時は、横断歩道を渡りましょう。横断前には左右の安全を十分確認しましょう。

(イ) 歩行者用信号を必ず守りましょう。

(ウ) 正しい交通マナーを実践しましょう。(道路や公共の場所におけるながらスマホはやめましょう。)

(エ) 高齢者は加齢に伴う身体機能の変化等を認識し、道路横断時は横断歩道を利用する等、交通事故防止に努めましょう。

ウ 家庭等で…

(ア) 歩行中の交通事故防止について、家族で話し合い、お互いに注意を呼びかけましょう。

(イ) 横断歩道を利用し、左右の安全を確認してから渡るよう指導しましょう

エ 職場・学校等で…

(ア) 横断歩道は歩行者優先であることを指導しましょう。

【参考】

歩行中における交通死亡事故の発生状況(令和元年9月末現在)

区 分	死者数(人)	構成率(%)
交通事故死者(A)	56	—
歩行中の死者(B)	15	26.8 B/A

※横断歩道を横断中の死者9人

(4) 飲酒運転の根絶

三重県では、「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」により、飲酒運転違反者には、アルコール依存症に関する受診義務が課せられています。県民一人ひとりが「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い自覚を持って取り組みましょう。

推進事項

ア 運転者は…

(ア) 飲酒運転は、犯罪であり、重大な責任を負うことを自覚しましょう。

(イ) 飲酒運転は絶対にしない!

酒類が出ることが予想される会合等には、車を運転して出かけない。

飲酒の際は、タクシー、電車等の公共交通機関や運転代行業等を利用しましょう。

(ウ) 深夜遅くまで飲酒した場合等は、翌朝もアルコールが体内に残っている場合があることを自覚しましょう。

イ 家庭等で…

飲酒運転の危険性や責任の重大さなどを話し合い、飲酒運転を根絶させましょう。

ウ 職場(飲食店等含む)・学校等で…

(ア) 交通事故被害者等の声を反映した教育や、飲酒運転の悪質性・危険性を理解させる研修等を実施し、学校や職場が一体となって「飲酒運転を絶対に許さない環境づくり」を行いましょ。

(イ) 学校での活動等を通じて、飲酒運転の根絶について話し合う機会を持てるようにしましょ。

(ウ) アルコール検知器を使用し、職場全体で飲酒運転の未然防止に努めましょ。

(エ) 「ハンドルキーパー運動」※2を推進しましょ。

※2

「ハンドルキーパー運動」とは・・・

やむを得ず、仲間と自動車で飲食店などへ行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人を決め、その人はお酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送る運動です。

【参考】

○ 飲酒運転の罰則と行政処分

違反行為		罰則	基礎点数
酒酔い運転		5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	35点
酒気帯び運転	0.25 mg以上	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	25点
	0.15 mg～0.25 mg未満	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	13点

行政処分（※前歴及びその他の累積点数がない場合）

35点…免許取消し（運転免許を受けることができない期間は3年）

25点…免許取消し（運転免許を受けることができない期間は2年）

13点…免許停止（運転免許の停止期間は90日）

○ 飲酒運転の周辺者三罪

〔車両提供罪〕

運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

〔酒類提供罪・同乗罪〕

運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

別記

1 交通安全意識の高揚

職場・学校等の各施設の館内放送が利用できる場合はこれら設備を活用して、従業員や来客者、生徒など広く県民に広報し、交通安全意識の高揚を図りましょう。

2 夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動

令和元年10月1日（火）～令和元年12月31日（火）

推進事項

- (1) 夕暮れ時又は天候に応じた早めのライト点灯（自動車、オートバイ、自転車）
- (2) 反射材の着用促進（歩行者、自転車利用者）

3 12月1日（日）は「三重県飲酒運転0をめざす推進運動の日」

三重県飲酒運転0をめざす条例では、毎年12月1日を「三重県飲酒運転0をめざす推進運動の日」と定めています。家庭や学校、職場において飲酒運転防止意識を高め、社会全体で飲酒運転0をめざしましょう。

4 毎月11日は「交通安全の日」及び「横断歩道“SOS”の日」

県民の皆さんの交通安全意識を高めるため、毎月11日を「交通安全の日」と定め、交通安全活動を推進するとともに、三重県警察は毎月11日を「横断歩道“SOS”の日」に設定し、横断歩道を通行する車両や歩行者の交通指導、広報啓発活動等を重点的に行う日としました。

～横断歩道は歩行者優先～

5 三重県交通安全県民運動スローガン

思いやる やさしい心で 走る三重 ～気持ち良い 運転マナーの 美し国～

6 三重県交通対策協議会推進機関・団体一覧（120機関・団体）

- 1 三重県
- 2 三重県警察
- 3 三重県教育委員会
- 4 市町
- 5 市町教育委員会
- 6 三重県交通安全協会
- 7 三重県自家用自動車協会
- 8 三重県安全運転管理協議会
- 9 三重県トラック協会
- 10 三重県タクシー協会
- 11 三重県自動車整備振興会
- 12 三重県指定自動車教習所協会
- 13 三重県老人クラブ連合会

- 1 4 三重県バス協会
- 1 5 国土交通省中部運輸局三重運輸支局
- 1 6 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
- 1 7 国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所
- 1 8 国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所
- 1 9 三重労働局
- 2 0 軽自動車検査協会三重事務所
- 2 1 中日本高速道路株式会社桑名保全・サービスセンター
- 2 2 中日本高速道路株式会社津保全・サービスセンター
- 2 3 三重県高速道路交通安全協議会
- 2 4 自動車事故対策機構三重支所
- 2 5 自動車安全運転センター三重県事務所
- 2 6 三重県市長会
- 2 7 三重県町村会
- 2 8 三重県自治会連合会
- 2 9 三重県商工会議所連合会
- 3 0 三重県石油業協同組合
- 3 1 三重県農業共済組合連合会
- 3 2 全国道路標識・標示業協会中部支部三重県協会
- 3 3 三重県建設業協会
- 3 4 津銀行協会
- 3 5 四日市銀行協会
- 3 6 三重交通株式会社
- 3 7 三岐鉄道株式会社
- 3 8 近畿日本鉄道株式会社名古屋統括部運輸部
- 3 9 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部運輸部
- 4 0 東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部
- 4 1 西日本旅客鉄道株式会社亀山鉄道部
- 4 2 日本貨物鉄道株式会社東海支社
- 4 3 伊勢鉄道株式会社
- 4 4 三重県生命保険協会
- 4 5 三重県交通共済協同組合
- 4 6 日本郵便株式会社東海支社
- 4 7 日本たばこ産業株式会社津支店
- 4 8 三重県商工会連合会
- 4 9 三重県食品衛生協会
- 5 0 三重県生活衛生同業組合連合会
- 5 1 三重県木材組合連合会
- 5 2 日本赤十字社三重県支部
- 5 3 三重県医師会
- 5 4 三重県歯科医師会
- 5 5 三重県自転車協同組合

- 5 6 三重県印刷工業組合
- 5 7 日本青年会議所三重ブロック協議会
- 5 8 三重県消防協会
- 5 9 三重県自動車会議所
- 6 0 三重県自動車販売店交通安全対策推進協議会
- 6 1 三重県自動車販売協会
- 6 2 三重県軽自動車協会
- 6 3 日本自動車連盟（J A F）三重支部
- 6 4 三重県中古自動車販売協会
- 6 5 損害保険料率算出機構四日市自賠責損害調査事務所
- 6 6 三重県P T A連合会
- 6 7 三重県高等学校P T A連合会
- 6 8 三重県子ども会連合会
- 6 9 日本ボーイスカウト三重連盟
- 7 0 ガールスカウト日本連盟三重県支部
- 7 1 三重県青年団協議会
- 7 2 三重県地域交通安全活動推進委員協議会
- 7 3 三重県国公立幼稚園・こども園長会
- 7 4 三重県私立保育連盟
- 7 5 三重県小中学校長会
- 7 6 三重県高等学校長会
- 7 7 建設業労働災害防止協会三重県支部
- 7 8 三重県社会基盤整備協会
- 7 9 三重県砂利協同組合連合会
- 8 0 三重県砕石工業組合
- 8 1 三重県社会福祉協議会
- 8 2 三重県母子寡婦福祉連合会
- 8 3 三重県障害者団体連合会
- 8 4 三重県私学総連合会
- 8 5 三重県農業協同組合中央会
- 8 6 三重県信用農業協同組合連合会
- 8 7 全国農業協同組合連合会三重県本部
- 8 8 全国共済農業協同組合連合会三重県本部
- 8 9 三重県厚生農業協同組合連合会
- 9 0 三重県新生活運動推進協議会
- 9 1 日本海洋少年団三重県連盟
- 9 2 三重県建築士会
- 9 3 三重弁護士会
- 9 4 三重県人権擁護委員連合会
- 9 5 三重県交通安全母の会連合会
- 9 6 三重県観光連盟
- 9 7 三重県警備業協会

- 98 三重県交通遺児を励ます会
 - 99 三重県電気工事業工業組合
 - 100 三重断酒新生会
 - 101 三重県小売酒販組合連合会
 - 102 伊勢新聞社
 - 103 産経新聞社津支局
 - 104 中日新聞三重総局
 - 105 共同通信津支局
 - 106 時事通信津支局
 - 107 中部経済新聞三重支社
 - 108 朝日新聞津総局
 - 109 毎日新聞津支局
 - 110 読売新聞津支局
 - 111 日本経済新聞津支局
 - 112 日刊工業新聞三重支局
 - 113 NHK津放送局
 - 114 CBC三重支社
 - 115 東海テレビ三重支社
 - 116 東海ラジオ三重支局
 - 117 三重テレビ放送
 - 118 名古屋テレビ（メーテレ）三重支社
 - 119 中京テレビ三重支局
 - 120 三重エフエム放送
- (以上120推進機関・団体 順不同)